

該非判定書作成依頼書

下記の審査判定資料に基づき、本輸出案件に使用する該非判定書の作成を依頼します。

2025.3 Rev 2.0

■ お客様ご記入欄

書類送付先		☐ 申請者	☐ 輸出者	ご記入日	年	月	日		
審査判定資料	申請者	住 所							
		団 体 名			氏 名				
		所 属			T E L				
		e-mail			F A X				
	輸出者	住 所							
		☐ 同 上	団 体 名			輸出担当者			
		所 属			T E L				
		e-mail			F A X				
	最終需要者	輸出先国名	☐ グループAに該当(下記の(注)欄を参照)						
	または	住 所							
	持ち出し先	英文団体名							
		団 体 名			使用担当者				
		所 属			T E L				
		e-mail			F A X				
	(注)グループA：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国、大韓民国								
輸出貨物等	製品名・型式 ※点数が多い場合は、別紙を添付願います								
	購入時期	☐ 新規購入(無償の提供・貸出の場合も含む) ☐ 納入後1年以内 (年 月頃購入) ☐ 納入後1年以上経過		輸出形態	☐ 一時持ち出し ☐ 売却・移転 ☐ 組み込み				
	最終使用目的	☐ 民生用 ☐ 軍用 ☐ 大量破壊兵器用 (Yes / No) ☐ 在庫等 具体的用途()							
	書類発行	必要書類	☐ 該非判定書 ☐ パラメータシート・項目別対比表						
	必要枚数	☐ 1枚 ☐ () 枚 : 理由()							
	希望到着日	年 月 日 (受付から5営業日程度)		輸出予定日	年 月 日				
	連絡事項								

お客様へ:上記のお客様の個人情報(お名前、住所、電話番号等)は、該非判定書の発行・送付手続き以外の用途には使用いたしません。
原則として、PDFでの発行とさせていただきます。

■ 弊社記入欄

【移送経路】 お取引先様 → 申請部門(営業部・拠点等) → 技術判定部門(技術部等) → (輸出管理部門) → 申請部門(営業部・拠点等)			
申請担当者氏名		製 品	☐ 輸出令別表第1/外為令別表の1～15項に該当:項-()
所 属			☐ 外国政府再輸出規制に該当: 国名 ()
書類送付	☐ 書類直送 ☐ 申請部門経由		☐ キャッチオール規制に該当
発行管理番号		特記事項	☐ 社内規程指定要件
輸出承認番号			

注)1. 当該製品が新製品の場合、あるいは輸出関連法令の改正後初めて該非判定を行う場合、
輸出管理部門へ本紙とは別に「該非判定申請書」および該非判定書の写しを回覧し、
輸出管理部門長の確認を受ける。(当該製品の初回の判定のみ)
2. 下記の場合は、社内規程による輸出承認を受けてから該非判定書を発行する。
① 新規購入
② ①以外の社内規程指定要件

技 術 判 定 部 門		申請部門
技術判定責任者	作 成 者	申請担当者

TEL:045-287-0305
日本アビオニクス株式会社 センシングソリューション事業部 技術判定部門(技術部等) 行

FAX番号: 045-287-0306